

離農届

令和 年 月 日

殿

氏名

農業経営を中止し、離農 (1) しますので、農業人材力強化総合支援事業実施要綱 (平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知) 別記 1 第 6 の 2 の (6) (2) の規定に基づき離農届を提出します。

- ※下線部 (1) は、経営開始型の交付期間及び同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。
下線部 (2) は、準備型の場合は「1 の (7) のカ」とする。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類 (廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等)
- ・雇用就農者が離農した場合は、退職したことが確認できる書類 (離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、社会保険資格喪失証明書等)